「大阪文化芸術創出プログラム 2022」「大阪国際文化芸術プロジェクト 2023」 及び

「大阪文化資源魅力向上事業 2023」の経済波及効果測定調査業務への質問と回答

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 資料名称 | 項目番号 | 質問内容 | 回答 |
| １ | 仕様書 | ２ 業務内容 | 「（１） 直接効果の推計、（２） 経済波及効果・税収の推計」とあるが、これらは生産額の波及計測だけでいいでしょうか。あるいは粗付加価値誘発額や雇用者報酬誘発等は計測する必要はないですか。 | 「生産誘発額」「粗付加価値誘発額」「雇用者所得誘発額」「就業者誘発数」を計測してください。 |
| ２ | 仕様書 | ２ 業務内容 | 「※両推計とも、以下の８種類の値を報告すること。」とあるが、それぞれの種の内訳のプログラムごとの経済波及効果は報告する必要はないですか。 | お見込みのとおりです。 |
| ３ | 仕様書 | ３ 実行委員会から提供するデータ及び提供時期 | データが提供されるとのことですが、これは電子媒体で数値がPC等で数値データとして読み取れる形式で提供されますか。上記の形式ではない場合、どのような形式ですか。 | データは、Microsoft Excel ワークシート (.xlsx)で提供します。 |
| ４ | 仕様書 | ３ 実行委員会から提供するデータ及び提供時期 | 有料のイベントの場合、チケット収入があります。これは今回の業務で経済波及効果の計測する対象になりますか。対象になる場合、提供されるデータには、チケット収入（＝来場者のチケット購入額）が含まれていますか。 | 有料イベントは調査対象になりますが、チケット収入は提供データに含まれておりませんので、考慮いただく必要はありません。 |
| ５ | 仕様書 | ４ 業務実施に当たっての留意事項 | 「（１） 経済波及効果は、大阪府産業連関表を用いて算出すること。」とあるが、大阪府では平成27年の基準年表と平成30年の延長表が公表されていますが、どちらを用いた推計作業を行いますか。 | 平成３０年の延長表で推計してください。 |
| ６ | 仕様書 | ４ 業務実施に当たっての留意事項 | 「（６） 経済波及効果の試算結果をもとに、・・・実効税率により推計すること。」とあるが、実効税率とは何を指しますか？また、対象となる税の項目（法人税、消費税等）は何ですか。 | 対象となる税は、府民税と事業税です。  実効税率は、大阪府における実際の税収を産業連関表から得られる粗付加価値額で除した値を使用してください。 |

質問内容は、大阪文化芸術事業実行委員会事務局で一部編集している場合があります。